

奥州市低入札価格調査の試行に関する事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により、奥州市営建設工事の請負契約について、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 低入札価格調査の対象となる工事は、次の各号に掲げる工種に応じ、設計額が当該各号に定める額以上のものとする。

- (1) 土木一式工事 4,000万円
- (2) 建築一式工事 4,000万円
- (3) 舗装工事 1,300万円
- (4) 電気工事 1,500万円
- (5) 管工事 1,500万円
- (6) 水道施設（管布設）工事 2,000万円

(調査基準価格)

第3 低入札価格調査の対象となる工事の調査基準価格は、対象となる工事の設計額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額とする。ただし、その額は、設計額に10分の7.5を乗じて得た額を下限とし、10分の9.2を乗じて得た額を上限とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、設計額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で奥州市財務規則（平成18年規則第57号）第116条に規定する契約担当者が定める額とする。

3 調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(失格基準価格)

第4 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、入札価格の低い順に入札者数（予定価格を超過して入札した者を除く。）の8割（小数点以下切り上げ）の数の者を失格基準価格の算定対象者とし、その入札価格の合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切り捨て）を失格基準価格として設定するものとする。ただし、算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとする。なお、入札者が5者未満の場合にあつては、この限りでない。

(失格基準価格による判定)

第5 入札執行者は、開札の結果、第4の規定による失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。ただし、失格基準価格が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者を失格と判定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定は行わないものとする。

(落札者決定の保留)

第6 調査基準価格に満たない価格をもって入札し、かつ、第5により失格と判定されなかった者がいるときは、入札執行者は落札者の決定を保留するものとする。

(数値的判断基準による判定)

第7 入札執行者は、第6により落札者の決定を保留した場合は、直ちに、調査基準価格に満たない価格をもって入札したすべての入札者が提出した工事費内訳書を分析し、設計額に対する工事費内訳書の割合が、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に定めるいずれかの基準に満たない場合は、失格と判定するものとする。ただし、全ての入札者が当該基準のいずれかの基準に満たない場合は、設計額における各費目にそれぞれ当該基準の割合を乗じて得た額の合計額（1円未満切り捨て）に満たない価格により入札した者のみを失格と判定するものとする。

- (1) 直接工事費 90%
- (2) 共通仮設費 80%
- (3) 現場管理費 80%
- (4) 一般管理費等 50%

2 財務部財政課長（以下「財政課長」という。）は、前項の確認を踏まえ、低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）又は落札者を決定する。

(低入札価格調査の実施)

第8 財政課長は、第7第2項の規定により調査対象者を決定した場合は、速やかに低入札価格調査実施通知書（様式第1号）により調査対象者へファクシミリで通知し、低入札価格調査報告書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

2 前項の通知に当たっては、財政課長は、原則として通知を行う日の翌日から起算して3日以内（奥州市の休日に関する条例（平成18年奥州市条例第2号）に規定する市の休日を除く。）を提出期限として定め、資料の提出を求めるものとする。

3 財政課長は、直接工事費の各工種（科目）、共通仮設費及び現場管理費について、調査対象者の積算額が設計額に対する調査基準価格の割合を乗じて得られた額に満たないものを重点調査項目とし、調査対象者に対する書類審査及び聴き取り調査に加えて、下請予定業者及び資機材納入予定業者からの聴き取り調査を実施するものとする。

4 財政課長は、調査の結果について、別紙1に基づき判定を行い、低入札価格調査票（様式第16号）を作成し、当該調査対象者の入札価格によって、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかどうかを判断するものとする。

(調査チーム)

第9 財政課長による調査を補助するため、低入札価格調査の対象となる工事ごとに当該工事の設計担当課の技術職員をもって構成する調査チームを置くことができる。

(低入札価格調査審査会の審査)

第10 第8第4項の判断を審査するため、低入札価格調査審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、財務部長を、副委員長は、都市整備部土木課長を、委員は、都市整備部維持管理課長及び都市計画課長並びに上下水道部水道課長及び下水道課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

7 審査会は、委員長が招集する。

8 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

9 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め意見を聴くことができる。

11 審査会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(落札者の決定)

第11 財政課長は、第10の結果を踏まえ、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該調査対象者を落札者と決定する。

(調査対象者が2者以上ある場合の取扱い)

第12 調査対象者が2者以上ある場合、財政課長は、第8第1項及び第2項の規定に基づき全調査対象者から同時に資料の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき全調査対象者から徴取した資料について、原則として最低価格入札者から入札金額の低い順に、低入札価格調査を実施するものとする。

(入札参加者への通知)

第13 財政課長は、第7第2項又は第11の規定により落札者を決定したときは、様式第18号により落札者へ、様式第19号により調査の結果落札者とならなかったものへ、様式第20号により他の入札参加者へ当該決定内容を通知するものとする。

(契約の保証等)

第14 調査基準価格を下回る価格による入札を行ったものが落札者となった場合は、当該契約に次の各号に掲げる条件を付すものとする。この場合において、当該落札者が当該条件に応じないときは、正当な理由なく契約を辞退したものとみなす。

(1) 奥州市営建設工事請負契約書別記第4条第2に規定する契約保証金の額は、請負代金

額の10分の3以上の額とする。

- (2) 奥州市営建設工事請負契約書別記第10条第5に規定する現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができないものとする。

(施工管理)

第15 第11の規定により、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者を落札者として決定した場合は、工事所管課長等は低入札価格調査実施工事施工確認票（様式第21号）を作成し、当該工事の施工管理において、調査内容と施工内容とが一致するか随時確認するものとする。

- 2 工事所管課長等は、前項の規定により、低入札価格調査時の内容と異なる施工がなされたとき又は当該工事が完成したときは、低入札価格調査実施工事施工確認票により財政課長に報告するものとする。

(追跡調査の実施)

第16 財政課長は、第11の規定により契約の相手方となった者については、調査内容と施行内容とが一致するか確認するため、別紙2により追跡調査を実施するものとする。

(補則)

第17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年5月31日決裁）

この要領は、平成28年6月1日以降に入札指名する契約から適用する。

附 則（平成31年3月29日決裁）

この要領は、平成31年4月1日以降に入札指名する契約から適用する。

附 則（令和元年6月14日決裁）

この要領は、令和元年7月1日以降に入札指名する契約から適用する。

附 則（令和4年8月1日決裁）

この要領は、令和4年8月1日以降に入札指名する契約から適用する。

附 則（令和5年6月29日決裁）

この要領は、令和5年7月1日以降に入札指名する契約から適用する。